

○厚生労働省告示第二十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第四百九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

第一条 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号の表健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八号各号に該当する者以外の者の項中「一食につき二百六十円」を「一食につき四百六十円（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一食につき三百六十円）に改め、同表に次のように加える。

規則第五十八号第四号又は第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一食につき二百六十円
--	------------

第二号の表規則第六十二条の三第四号に該当する者以外の者であつて、同条第一号又は第二号に該当するものの項及び規則第六十二条の三第四号に該当する者以外の者であつて、同条第三号に該当するものの項中「第六十二条の三第四号」の下に「又は第五号」を加え、同表規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないものの項中「一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額」を「一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零

円と一食につき三百六十円との合計額」に改め、同表規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するものの項及び規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第三号に該当するものの項中「第六十二条の三第四号」の下に「又は第五号」を加え、同表に次のように加える。

規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号から第三号までに該当しないもの

一日につき
零円と一食
につき二百
六十円との
合計額

第二号 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者の項中「一食につき二百六十円」を「一食につき四百六十円（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一食につき三百六十円）」に改め、同表に次のように加える。

規則第三十五条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの

一食につき
二百六十円

第二号の表規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第一号に該当するものの項、規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のものの項及び規則第四十条第三号に該当する者以外の者であつて、同条第二号に該当する者のうち、令第十四条第七項に該当するものの項中「第四十条第三号」の下に「又は第四号」を加え、同表規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないものの項中「一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額」を「一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円と一食につき三百六十円との合計額）」に改め、同表規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第一号に該当するものの項及び規則第四十条第三号に該当する者であつて、同条第二号に該当するものの項中「第四十条第三号」の下に「又は第四号」を加え、同表に次のように加える。

規則第四十条第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの

一日につき
零円と一食
につき二百
六十円との
合計額

附 則

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた食事療養に係る食事療養標準負担額又は生活療養に係る生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において、一年以上継続して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第一号に規定する精神病床に入院していた者であつて、施行日以後引き続き健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項各号に掲げる病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院（当該者が一の病院等を退院した日において他の病院等に入院する場合を含む。）するものについては、当分の間、この告示による改正前の健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額又は後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の規定を適用する。